

入会賛助金規定

平成26年6月吉日改訂(改正)

芦屋市六麓荘町 町内会

第1条 入会賛助金の趣旨

- 1 入会賛助金は、実質的に六麓荘町が所有する資産の維持・管理、まちづくりのため、六麓荘町に土地・建物を取得し、転居した者から六麓荘町町内会(以下「町内会」という。)がこれを徴収する。

第2条 入会賛助金の返還

- 1 入会賛助金は、徴収後は理由の如何を問わず返還しないものとし、当該納入者が六麓荘町から転居した場合にも同様とする。

第3条 入会賛助金の管理と用途及びその制限

- 1 入会賛助金は、町内会が善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 2 入会賛助金は、六麓荘町が実質的に所有する資産の維持・管理、まちづくり及びこれに準ずるものためにのみ支出する。

第4条 入会賛助金の徴収額

- 1 入会賛助金の徴収額は一律500,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町内会は、正当な事由があると判断したときは、賛助金の徴収額を減ずることができる。

第5条 入会賛助金の徴収規準

- 1 入会賛助金徴収の目的が、実質的に六麓荘町が所有する資産の維持・管理のためのものであることから、町内会は、原則として第1条記載の条件を満す者から徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、町内会は、以下の条件を満す者からも賛助金を徴収する。

町内会の既会員の家族で町内に土地を取得して建物を建築し、若しくは町内の既存の土地・建物を取得し転居(転入)した者。

町内会の既会員で町内に土地を取得して建物を建築し若しくは町内の既存の土地・建物を取得して、第三者(家族も含む)をして居住させた者。

以前に六麓荘町に居住し、一度入会賛助金を支払った者であっても、その後転居し再度第1条の条件を満す者。

- 3 前項のほか、町内会は、入会賛助金の徴収目的に照し、町内会の決議により、前項の各号に準じる者からも入会賛助金を徴収することができる。

以上